

平成20年第5回朝日町議会定例会会議録(第1号)

平成20年12月10日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議長諸報告
 - 第 4 議案第59号から議案第63号まで
(提案理由説明、質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議長諸報告
 - 日程第 4 議案第59号から議案第63号まで
(提案理由説明、質疑)
-

出席議員(10人)

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 水 野 仁 士 君 |
| 2 番 | 長 崎 智 子 君 |
| 3 番 | 脇 四 計 夫 君 |
| 4 番 | 水 島 一 友 君 |
| 5 番 | 大 森 憲 平 君 |
| 6 番 | 梅 澤 益 美 君 |
| 7 番 | 中 陣 將 夫 君 |
| 8 番 | 廣 田 誼 君 |
| 9 番 | 稲 村 功 君 |
| 10 番 | 吉 江 守 熙 君 |
-

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君		
副町	長	永口明弘君		
教	育	長	永口義時君	
総務部	長	竹内寿実君		
総務課	長			
民生部	長	澤田雅文君		
住民課	長	兼健康課		
産業部	長	善万敏雄君		
会計管理	者	山崎秀行君		
出納室	長			
秘書政策	室	長	山崎富士夫君	
財務課	長	道用慎一君		
産業課	長	大井幸司君		
建設課	長	小川雅幸君		
あさひ総合病院	事務	部長	大菅定吉君	
消防本部	総務	課	長	竹内忠志君
教育委員会	事務	局	長	大村浩君

職務のため出席した事務局職員

事務局	長	数家善継
主査		水野真也

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(中陣将夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第5回朝日町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(中陣将夫君) 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長(中陣将夫君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

3番 脇 四計夫 君

4番 水 島 一 友 君

を指名いたします。

会期の決定

議長（中陣將夫君） 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

〔休憩中に常任委員会の日程を協議〕

（午前10時02分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の日程は、総務産業委員会16日、民生教育委員会16日、17日といたします。

なお、お手元に配付してあります会期日程案を日程にかえさせていただきます。

議長諸報告

議長（中陣將夫君） 次に、私から 8 点について諸般の報告をいたします。

第 1 点目は、平成20年第 4 回朝日町議会定例会において採択されました、議員提出議案第 7 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書、議員提出議案第 8 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書、議員提出議案第 9 号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書、議員提出議案第 10 号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書、議員提出議案第 11 号 教育予算の拡充を求める意見書については、平成20年 9 月25日付で関係機関へ提出いたしました。

第 2 点目は、去る10月15日、富山県町村議会議長会臨時総会が富山市で開催され、会長には、舟橋村議会議長・竹島ユリ子氏が選出されました。

第 3 点目は、去る11月 2 日、関西朝日会第11回総会が大坂で開催され、私と水島一友副議長が出席いたしました。

会では、横のつながりを大切にしたいと語られる菊地会長初め会員の皆さんと「ふるさと朝日」の思い出を語り合い、懇親を深めてまいりました。

第 4 点目は、去る11月12日に、朝日滑川間国道バイパス建設促進期成同盟会、翌13日には黒部川治水同盟会による要望行動があり、それぞれ関係省庁並びに関係国会議員に対し、事業の促進を要望してまいりました。

第 5 点目は、去る11月17日、魚津市において日本海・関東首都圏連絡道路建設構想推進会議と白馬村との懇談会があり、今後とも協議していくことを確認してまいりました。

第 6 点目は、去る11月18日、下新川海岸整備事業促進議員連盟による要望行動があり、整備の促進、水防活動の充実を関係省庁並びに関係国会議員に対し要望してまいりました。

第 7 点目は、翌11月19日、東京において、第52回町村議会議長全国大会、第33回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。

町村議会議長全国大会では、地方分権改革の実現に関する要望、町村財政の確立強化に関する要望など32項目の要望が決議されるとともに、分権型社会の実現及び町村税財源の充実強化に関する特別決議がなされました。また、豪雪地帯町村議会議長全国大会では、豪雪地帯対策の充実強化など 8 項目の決議が採択され、それぞれ関係省庁、国会議員に強く働きかけていくことになりました。

第 8 点目は、12月 4 日、富山県地方分権推進会議が開催され、地方が自由に使える財源と

して地方交付税の1兆円増額の確保を求める決議を採択するなど、地方税財源の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築、地方交付税総額の確保と地域間格差の是正等6項目を決議し、今後、要請活動を行っていくこととなりました。

以上で私からの報告を終わります。

議案第59号から議案第63号まで

議長（中陣將夫君） これより、議案第59号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第3号）から議案第63号 朝日町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例制定の件までの5議案を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（中陣將夫君） 提案理由の説明を求めます。

魚津町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 平成20年第5回朝日町議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。あわせて、町政において懸案となっております事柄についても説明をさせていただきます。

まず、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第59号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,953万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億1,700万3,000円といたしたい内容であります。

補正いたします財源は、地方特例交付金142万7,000円、国庫支出金1,500万円、県支出金80万8,000円、財産収入230万円といたしております。

歳出の主なものといたしましては、職員の給与費に係るもののほか、賦課徴収電算システム改修費に536万5,000円、地域介護・福祉空間整備事業補助金に1,500万円、福祉医療システム改修費に161万7,000円、企業立地奨励事業に1,482万6,000円、施設耐震補強事業に940万円などとしております。

議案第60号 平成20年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,830万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,074万2,000円といたしたいものであります。

これは、給与費や保険給付費等に係るもののほか、前年度繰越金の受け入れに伴うものであります。

議案第61号 平成20年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,303万4,000円といたしたいものであります。

これは、給与費や飲料水共同施設補助金に係るもののほか、前年度繰越金の受け入れに伴うものであります。

議案第62号 平成20年度朝日町下水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,352万1,000円といたしたいものであります。

これは、給与費に係るもののほか、前年度繰越金の受け入れに伴うものであります。

次に、条例案件について申し上げます。

議案第63号 朝日町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例制定の件は、「朝日浄化センター」を「し尿処理施設」として県に届け出するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、調査結果を公衆に縦覧し、意見書を提出する機会を与えることが必要なことから、条例を制定するものであります。

以上、本定例会に提案いたしました諸案件についての説明といたします。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案以外の町政における重要課題について申し上げます。

ことし2月24日に発生した高波により、当町においても家屋の床上浸水など大きな被害がありました。幸いにして人的被害はありませんでしたが、地元地区住民の方々を初めとしたボランティアの皆様による漂流物などの撤去作業が実施されるとともに、被害を受けた海岸や宮崎漁港などの復旧工事も着実に進められております。

この高波被害を受け、国では「高波災害対策検討委員会」が3月に設置され、高波発生のメカニズムの解明や下新川海岸における対策、また避難行動や情報伝達等について検討を行ってきました。

7月には、委員会の中間報告取りまとめがあり、下新川海岸を水防法に基づく「水防警報海岸」に指定すべきとの提言がなされ、来年3月には全国初の国土交通大臣指定がなされることになっております。

また、10月末には、下新川海岸における高波に対する水防体制の強化を図るため、国土交通省黒部河川事務所と富山県、黒部市、入善町、朝日町などの関係機関による「下新川海岸水防連絡会」が発足し、去る12月3日には、下新川海岸一帯で高波発生を想定した高波対応演習を実施し、関係機関による災害発生時の情報連絡体制の確認を行ったところであります。

今後、今回の演習や10月に実施いたしました大家庄地区における災害避難訓練を踏まえ、

情報の迅速かつ的確な収集・伝達などを検証しつつ、安全安心なまちづくりの体制づくりに努めていきたいと考えております。

続きましては、新年度の予算編成関連について申し上げます。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融経済危機の深刻化とともに、国内でも株式・為替市場の大幅な変動などにより、今後、景気の状態がより一層厳しいものとなることが予想され、企業実績の悪化に伴い、税収面でもその影響が懸念されるところであります。

国では、地方財政計画において地方公共団体の自助努力を促すとともに、人件費や地方単独事業等の徹底した見直しなどにより、歳出規模を引き続き抑制することとしております。

一方、三位一体改革によりまして、国税から地方税への税源移譲がなされたものの、5兆円を超える地方交付税の大幅な削減が行われ、多くの地方自治体では厳しい財政運営を余儀なくされているとともに、都市と地方との地域間格差が拡大しております。

このため、全国町村会では、このような状況を改善するため、国に対して、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、三位一体改革において削減された地方交付税総額を復元・増額すること、また地域間格差是正のための地方税体系を構築することを強く求めているところであります。

これらの厳しい財政状況を踏まえ、当町の新年度の予算編成に当たりましては、徹底した経費の節減を進めていくことのみならず、限られた財源で最大の効果を生むために、これまで以上に創意と工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、町税の徴収強化の取り組みについて申し上げます。

昨年の税制改正に伴い、所得税から住民税への大幅な税源移譲が実施されましたことから、自主財源である税収の確保が重要な課題となってきました。

このため、これまで以上に税の徴収を強化していく必要があり、町では、本年10月から富山県総合県税事務所の指導・協力を得て、町と県が共同で徴収を行う「共同徴収」の取り組みを実施しております。

町と県との共同徴収は、町と県の職員がペアとなり滞納者への徴収に当たるもので、町税の滞納者で、再三の督促や呼び出しにも応じない納税者や、資力があるにもかかわらず納付されない納税者については、財産を調査した上で、法律に基づき、差し押さえなどの滞納処分を行っております。

また、11月、12月を「町税徴収強化月間」と設定し、町営住宅の家賃や下水道料金、医療

費等の共通の滞納者に対しまして、部や課の枠を超えて、それぞれの担当者が共同で催告や徴収を実施する取り組みを始めております。

今後とも、公平な税負担の原則から、町税滞納者に対しましては、戸別訪問による徴収や電話による納付の催促はもちろんのこと、悪質な滞納者に対しましては、これからも差し押さえ等の厳しい態度で臨んでまいりたいと考えております。

次に、企業立地関係について申し上げます。

地域活性化には、企業立地など雇用の場の創出が強く求められております。町では、これまでも工場等の用地取得等に対する補助、企業立地の促進に向けた取り組みを行ってきたところであります。

今年度は、朝日町工業団地造成事業として、電子部品を製造する企業の拡張用地8,728平方メートルを造成し、整備を図ってきたところであります。

先般、同企業から新たな業種の工程ラインに伴う工場拡張に対する用地取得等の要請があり、これを受けまして、既存用地の西側に1,968平方メートルの用地を取得し、造成するための費用を今回の補正予算に計上いたしているところであります。

今後とも、企業立地に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、平成20年度道路除雪実施計画について、ご説明申し上げます。

今年度の冬期間における道路除雪につきましては、お手元の資料として配付いたしました道路除雪実施計画書に基づき実施することとしており、関係機関との協議を行ってきたところであります。

今年度も昨年度と同様、除雪本部の設置期間は12月1日から翌年の3月31日までの121日間とし、今年度の除雪路線につきましては、327路線、約128キロメートルを計画しており、冬期間における町民の道路交通確保に万全を期してまいりたいと考えております。

また、地域ぐるみ除排雪につきましても、関係町内会のご協力をいただきながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

これをもちまして、提案理由説明と町政に対する説明とさせていただきます。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時22分）

〔休憩中に、総務部長（竹内寿実君）が議案第59号から議案第62号まで、民生部長（澤田雅文君）が議案第63号について細部説明を行う〕

（午前10時35分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（中陣將夫君） これより、上程されております議案第59号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第3号）から議案第63号 朝日町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例制定の件までの5議案に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、予算書については、最初に該当するページを言ってから質疑をしていただきたいと思います。

順次、発言を許します。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 1点、お伺いいたします。

予算書の9ページ、社会福祉費で老人福祉費の補助金1,500万の件であります。今ほどの説明ではグループホームを設置するというふうに伺いました。それで、このグループホームの内容ですか、概要というか、それをお伺いいたします。

といたしますのも、町の当初予算では、このグループホームとかという計画が見られなかったと私は思っているのですが、そういう点で、これはどういうものなのかお伺いしたいのであります。

議長（中陣將夫君） ただいまの稲村功君の質疑に対する答弁を求めます。

澤田民生部長。

民生部長（澤田雅文君） この地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金でございますが、中身としましては、今おっしゃいましたようにグループホーム、正式名称は「認知症対応型共同生活介護施設」でございます。これにつきましては、その介護保険事業を実施しております組合でございます介護保険組合のほうからその介護施設を設置するための業者を選定いたしまして 組合が計画をつくりまして、これを各市町村が計画を作成したものであるというふうに見なしまして、各市町村に対して補助金が交付されるというものでございます。そこで、正式にはこの12月4日に、東海北陸厚生局長から認可が、正式な交付決定通知が届いたものでございます。

その施設の内容でございますが、「グループホームあさひ」という名称で、来年の3月にはオープンを目指しているものでございます。利用定員は9名。事業を実施される経営主体につきましては、魚津市の八光エステイト有限会社でございます。

敷地の面積につきましては、1,347.94平米、木造平屋建てで、建物面積が332.58平米。それから、総事業費としましては、7,942万円というふうに聞いているところでございます。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） そうすると、これは、新川地域介護保険組合でこの計画を練られて、当町で設立されるわけでありますが、当町で積極的にやろうということで計画を練って出したものとはまた動きがちょっと違うように思うのですが、そういう理解でいいですか。

議長（中陣將夫君） ただいまの稲村功君の再質問に対する答弁を求めます。

澤田民生部長。

民生部長（澤田雅文君） 「当町で」とおっしゃいますけれども、介護保険組合というのは当然理事長を含む各理事者で構成されておりまして、そこで決定されたものを受けているわけでございます。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 了解。

議長（中陣將夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（中陣將夫君） ないようなので、これをもって質疑を終わります。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次会の日程

議長（中陣將夫君） 次に、次会の日程を申し上げます。

15日は町政に対する代表・一般質問を行います。

なお、あす11日は議案調査日ではありますが、午後2時から議会運営委員会を開催いたします。

また、町政に対する代表・一般の質問事項の提出締め切りは、あす11日午前10時となっておりますので、質問される議員は、所定の用紙に、質問の件名、質問の要旨、要旨の説明を

明確に記入の上、定刻まで提出してください。

散会の宣告

議長（中陣將夫君） 本日は、これをもちまして散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時41分）